

## 提案の評価基準

評価項目	評価要素（評価の着目点）	該当	評価	配点 比率	I × II	
					I	II
<b>(1) 業務提案内容の妥当性・実現性</b>						
ア 自賠責保険 契約締結事務に 関する提案	① 本市の業務日・時間帯において、「業務説明資料」6の(1)から(4)が、確実に実行できる。	○			4	12
	② ①に加え、発行依頼から保険証明書発行・引渡しまでの手続において、本市及び損保会社とのやりとりにおける正確性（受発注ミスの防止）や迅速性（手続期間の短縮化）が著しく優れている。	○				
	③ ①に加え、保険締結依頼から保険証明書引渡しまでの手続に関して、本市に著しく貢献できる提案業務が実行できる。					
イ 車両管理に おける提案	① 本市の提供データに基づき、公用車の車検・保険更新期日が管理できる。	○			4	20
	② ①に加え、本市が提供するデータの誤りの修正、空白の補完等、公用車の管理に貢献できる。	○	A			
	③ ①に加え、最新の公用車の車検・保険更新状況を本市と共有する等、本市事務の効率化に貢献できる。	○				
ウ 自賠責保険の 変更・解約に 関する提案	① 廃車や錯誤等による保険契約の解約・変更の際し、返戻金額、手続き方法などに関する管財課および各区局担当者からの問い合わせに適切に対応できる。	○		C	2	2
	② ①が即日または翌日に可能である。					
	③ ①、②以外に優れた提案がある。					
エ 自賠責保険金 請求に関する 提案	① 事故発生の際、各区・局自賠責保険担当者からの問合せに対し保険金請求に必要な書類（診断書、報酬明細書等）の作成方法及び保険金請求手続きを直接各区・局の担当者に示すことができる。			D	2	0
	② ①に加え、示談交渉等に関する各区・局自賠責保険担当者からの問合せに対し適切なアドバイスを提供できる。					
	③ ①、②以外に優れた提案がある。					
オ その他 自賠責保険に 関する提案	① 本市の自賠責保険業務に貢献できる独自の提案がある。 例：自賠責保険事務担当者の知識・能力の向上に資する取組 自賠責保険業務の効率化・負担軽減に資する取組	○		B	4	12
	② ①以外に、本市の自賠責業務に貢献できる独自の提案が複数ある。	○				
	③ 他社に比べて①又は②の提案が特に優れている。					
<b>(2) 実施体制の妥当性・実現性</b>						
ア 実施体制	① (1)の提案内容を実現するための人員体制が十分であるまたは人員の不足を補完する事務の仕組みを備えている。	○			2	6
	② ①に加え、緊急時の対応を想定した実施体制が計画されている。			B		
	③ ①に加え、災害発生時を想定した実施体制が計画されている。	○				
<b>(3) 取扱保険業務実績等</b>						
ア 過去5年間の 同種又は類似 業務の実績	① 本業務と同種の業務実績がある（同種の業務実績がない場合は、類似する業務実績がある）。			D	2	0
	② ①の実績が複数ある。					
	③ ①の実績が特に優良であると認められる。					

(4) ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組						
ア ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	①	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している（従業員 101 人未満の場合のみ加算）。	○	B	1	3
	②	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。				
	③	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.0%を達成している（従業員 50 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 50 人未満）	○			
合 計						55

【評価方法】

- 各評価項目について、全ての評価要素に該当する場合はA評価、以下、該当する評価要素の数に応じて評価し、全ての評価要素に該当しない場合は、D評価とする。
- ただし、評価項目(1)ーア～エ及び評価項目(2)ーアについては、次のとおり取り扱う。
  - ・①の評価要素を満たしていない場合、②、③は評価しない(D評価となる)。
  - ・同一の評価項目について、出席委員の過半数がD評価となった提案は、失格とする。
- A評価は5点、B評価は3点、C評価は1点、D評価は0点とする。
- 評価項目ごとに配点比率を設定する。A～D評価の点に配点比率を乗じ、評価点数を算出する。委員1名につき、配点比率が1の評価項目の評価点数は最高5点、以下同様に2の評価項目は最高10点、4の評価項目は最高20点。全項目の合計では、最高105点となる。

【第一順位の決定方法】

- 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案が二者以上あるときは、(1)「業務提案内容の妥当性・実現性」の合計点数が最も高い者を第一順位とする。それでもなお決しない場合は、全ての評価項目においてA評価が多い者を第一順位とする。
- 上記の方法により、なお第一順位が決しない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、該当者にくじを引かせ第一順位を決定する。該当者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該プロポーザルに関係のない職員にくじを引かせ、第一順位を決定する。